

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案新旧対照条文
。 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第四条） 第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等 第二節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条） 第二節 農地保有合理化法人（第七条―第十一条） 第三節 農地保有合理化支援法人（第十一条の二―第十一条の八） 第三章 農業経営改善計画（第十二条―第十六条） 第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等（第十七条―第二十六条） 第四章の二 遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置（第二十七條―第二十七條の十二） 第四章の三 特定法人貸付事業の実施（第二十七條の十三） 第五章 雑則（第二十八條―第三十八條） 第六章 罰則（第三十九條・第四十條）	目次 第一章 総則（第一条―第四条） 第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等 第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条） 第二節 農地保有合理化法人（第七条―第十一条） 第三節 農地保有合理化支援法人（第十一条の二―第十一条の八） 第三章 農業経営改善計画（第十二条―第十六条） 第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等（第十七条―第二十七條） 第五章 雑則（第二十八條―第三十九條）

附則

(定義)

第四条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

- 一 農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」と総称する。）

二 四（略）

2 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、この法律で定めるところにより、第七条第一項の承認を受けた法人（以下「農地保有合理化法人」という。）が行う次に掲げる事業をいう。

- 一 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（第四項に規定する特定法人貸付事業を除く。以下「農地売買等事業」という。）

二 農用地等売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業

二の二 農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う事業

附則

(定義)

第四条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

- 一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。）

二 四（略）

2 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、この法律で定めるところにより、第七条第一項の承認を受けた法人（以下「農地保有合理化法人」という。）が行う次に掲げる事業をいう。

- 一 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）

二 農用地等売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業（以下「農地信託等事業」という。）

三 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十二条の二第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第七条第四項第二号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

イ 農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資

ロ 前三号に掲げる事業により売り渡し、交換し、若しくは貸し付けた農用地等又はイの現物出資に係る農用地等を利用して当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資

四 （略）

3 （略）

4 この法律において「特定法人貸付事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村又は農地保有合理化法人が特定法人（農業生産法人以外の法人であつて次に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）に対し農用地の貸付けを行う事業をいう。

一 その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるものであること。

二 その法人が、第二十七条の十三第二項の協定に従い耕作又は養畜の事業を行うと認められるものであること。

三 農地売買等事業により買い入れた農用地等を第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十二条の二第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第七条第四項第二号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）に対し現物出資し、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

四 （略）

3 （略）

(農業経営基盤強化促進基本方針)

第五条 (略)

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 (略)

四 効率のかつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 遊休農地(農地であつて、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものをいう。以下同じ。)の農業上の利用の増進に関する基本的な事項

ニ 特定法人貸付事業の実施に関する基本的な事項

三 六 (略)

(農業経営基盤強化促進基本構想)

第六条 (略)

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 四 (略)

五 遊休農地の農業上の利用の増進に関する次に掲げる事項

イ 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地並びにこれら

(農業経営基盤強化促進基本方針)

第五条 (略)

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 (略)

四 効率のかつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事項

イ・ロ (略)

三 六 (略)

(農業経営基盤強化促進基本構想)

第六条 (略)

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 四 (略)

の農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるもの（以下「要活用農地」という。）の所在

ロ 第十二条第一項の認定を受けた者に対する要活用農地の利用の集積その他要活用農地の農業上の利用の増進を図るための施策に関する事項

六 特定法人貸付事業に関する次に掲げる事項

イ 要活用農地が相当程度存在する区域であつて、特定法人貸付事業を実施することが適当であると認められる区域

ロ 特定法人貸付事業の実施主体

ハ 設定される賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準及び賃借権の借賃の算定基準

ニ 特定法人と締結する協定に関する事項

ホ その他農林水産省令で定める事項

3
7
(略)

（認定農業者への利用権の設定等の促進）

第十三条 同意市町村の農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、その長。以下同じ。）は、認定農業者から農用地について利用権の設定等を受けた旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けた旨の申出があつた場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の

3
7
(略)

（認定農業者への利用権の設定等の促進）

第十三条 同意市町村の農業委員会は、認定農業者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出があつた場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

利用関係の調整に努めるものとする。

2 4 (略)

(農業経営基盤強化促進事業の実施)

第十七条 (略)

2 同意市町村は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調ったもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域及び生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区の区域を除く。以下「市街化区域」という。)においては、農業経営基盤強化促進事業を行わないものとする。

(農用地利用集積計画の作成)

第十八条 (略)

2 (略)

3 農用地利用集積計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

一 (略)

二 前項第一号に規定する者が、利用権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件(農業生産法人にあつては、イ及びハに掲げる要件)のすべてを備えることとなること。ただし、農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によつて利用権の設定等を

2 4 (略)

(農業経営基盤強化促進事業の実施)

第十七条 (略)

2 同意市町村は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調ったもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。第二十七条第一項において「市街化区域」という。)においては、農業経営基盤強化促進事業を行わないものとする。

(農用地利用集積計画の作成)

第十八条 (略)

2 (略)

3 農用地利用集積計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

一 (略)

二 前項第一号に規定する者が、利用権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件(農業生産法人にあつては、イ及びハに掲げる要件)のすべてを備えることとなること。ただし、農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によつて利用権の設定等を

受ける場合、特定法人が特定法人貸付事業の実施によつて賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合であつてこれらの権利の設定を受けた後においてイ及びハに掲げる要件を備えることとなるとき、同意市町村又は農地保有合理化法人が特定法人貸付事業の用に供するため利用権の設定等を受ける場合、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合が当該事業の実施によつて利用権の設定を受ける場合、農業生産法人の組合員、社員又は株主が当該農業生産法人に前項第二号に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合その他政令で定める場合にあつては、この限りでない。

イハ（略）

三（略）

4・5（略）

（農用地利用規程）

第二十三条（略）

2 農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

二・三（略）

四 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

受ける場合、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合が当該事業の実施によつて利用権の設定を受ける場合、農業生産法人の組合員、社員又は株主が当該農業生産法人に前項第二号に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合その他政令で定める場合にあつては、この限りでない。

イハ（略）

三（略）

4・5（略）

（農用地利用規程）

第二十三条（略）

2 農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二（略）

三 農作業の効率化に関する事項

五 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

六 (略)

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。

一・二 (略)

二の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

三 (略)

4・5 (略)

6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。

一 前項第二号に掲げる目標が第二項第二号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

二 (略)

7
10 (略)

(勸奨等)

第二十四条 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の

四 認定農業者への利用権の設定等の促進その他農用地の利用関係の改善に関する事項

五 (略)

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。

一・二 (略)

三 (略)

4・5 (略)

6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。

一 前項第二号に掲げる目標が第二項第一号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

二 (略)

7
10 (略)

(勸奨)

第二十四条 特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改

実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があるとき、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

2

特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

第四章の二 遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置

（農業委員会の指導）

第二十七条 同意市町村の農業委員会は、基本構想の達成に資する見地から特に必要であると認めるときは、その区域（市街化区域を除く。）内に存する要活用農地の所有者又はその要活用農地について

善事業を行う認定団体は、その実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

（遊休農地に関する措置）

第二十七条 同意市町村の農業委員会は、その区域（市街化区域を除く。）内に存する農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。）が次の要件に該当すると認めるときは、当該

所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（次条第一項において「使用収益権を有する者」という。）に対し、当該要活用農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をするものとする。

2 農業委員会は、前項の規定による指導をした場合においてもなお当該指導に係る要活用農地が相当期間耕作の目的に供されないとき、又は同項の規定による指導をすることができないときは、同意市町村の長に対し、次条第一項の規定による通知をするよう要請することができる。

農地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。第三項において同じ。）に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をすることができる。

一 その農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれること（農林水産省令で定める事由に該当する場合を除く。）。

二 その農地を含む周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を促進するため、その農地の農業上の利用の増進を特に図る必要があること。

2 農業委員会は、前項の規定による指導をした場合においても、なお当該指導に係る農地が相当期間耕作の目的に供されないときは、同意市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。

3 同意市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、当該要請に係る農地が引き続き耕作の目的に供されないことが当該農地を含む周辺の地域の農業の振興を図る上で著しく支障があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該農地の所有者に対し、当該農地が特定遊休農地である旨を通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知があつた日から起算して六週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る特定遊休農地の農業上の利用に関する計画を同意市町村の長に届け出なければならない。

5 | 同意市町村の長は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画の内容からみて、当該特定遊休農地を含む周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用が促進されないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、相当の期限を定めて、当該特定遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

6 | 同意市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る特定遊休農地の買入れ又は借受けを希望する農地保有合理化法人で農林水産省令で定める要件に該当するもののうちから買入れ又は借受けの協議を行う者を定めて、その者が買入れ又は借受けの協議を行う旨を当該勧告を受けた者に通知するものとする。

7 | 前項の規定により協議を行う者として定められた農地保有合理化法人は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る特定遊休農地の買入れ又は借受けの協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該特定遊休農地の買入れ又は借受けの協議を行うことを拒んではならない。

8 | 前項の規定による協議に係る特定遊休農地を買入れ、又は借り受けた農地保有合理化法人は、当該特定遊休農地を認定農業者に売り渡し、又は貸し付ける等により、当該特定遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

9 | 同意市町村の長は、第四項の規定による届出があつた場合におい

(特定遊休農地である旨の通知等)

第二十七条の二 同意市町村の長は、前条第二項の規定による要請を受けた場合において、当該要請に係る要活用農地が引き続き耕作の目的に供されないことが当該要活用農地を含む周辺の地域の農業の振興を図る上で著しく支障があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該要活用農地の農地所有者（使用収益権を有する者がある場合には、その者。以下「農地所有者等」という。

）に対し、当該要活用農地が特定遊休農地である旨を通知するものとする。ただし、過失がなくて通知を受けるべき特定遊休農地の農地所有者等を確認することができないときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、農林水産省令で定める事由に該当する場合を除き、当該通知があつた日から起算して六週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る特定遊休農地の農業上の利用に関する計画を同意市町村の長に届け出なければならぬ。

3 同意市町村の長は、前項の規定による届出があつた場合において

て、当該届出に係る計画に当該特定遊休農地の利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の記載があるときは、その旨を農業委員会に通知するものとする。

10 前項の規定により農業委員会に通知があつた場合は、第十三条第一項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなす。

、当該届出に係る計画に当該特定遊休農地の利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の記載があるときは、その旨を農業委員会に通知するものとする。

4 前項の規定により農業委員会に通知があつた場合は、第十三条第一項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなす。

(特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する勧告等)

第二十七条の三 同意市町村の長は、前条第二項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画の内容からみて、基本構想の達成に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、相当の期限を定めて、当該特定遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 同意市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る特定遊休農地の利用権の設定等を希望する農地保有合理化法人、市町村又は特定農業法人（以下「農地保有合理化法人等」という。）で農林水産省令で定める要件に該当するもののうちから利用権の設定等に関する協議を行う者を指定して、その者が利用権の設定等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた者に通知するものとする。

3 前項の規定により協議を行う者として指定された農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る特定遊

休農地の利用権の設定等に関する協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うことを拒んではならない。

- 4 前項の規定による協議に係る特定遊休農地の利用権の設定等を受けた農地保有合理化法人等は、基本構想の達成に資するよう当該特定遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

（都道府県知事の調停）

- 第二十七条の四 前条第三項の規定による協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同条第二項の指定を受けた農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る利用権の設定等につき必要な調停をなすべき旨を申請することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに調停を行うものとする。

- 3 都道府県知事は、第一項の調停を行う場合には、当事者の意見を聴くとともに、前条第二項の指定をした同意市町村の長に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

- 4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

（裁定の申請）

第二十七条の五 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第二十七条の三第二項の指定を受けた農地保有合理化法人等は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る特定遊休農地について、特定利用権（農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。以下同じ。）の設定に関し裁定を申請することができる。

（意見書の提出）

第二十七条の六 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る特定遊休農地の農地所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る特定遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第二十七条の七 都道府県知事は、第二十七条の五の規定による申請に係る特定遊休農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他その特定遊休農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的に供されないことが確実であると見込まれる場合において、その申請をした者がその特定遊休農地をその者の利用計画に従つて利用に供することが基本構想の達成のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定利用権を設定すべき特定遊休農地の所在、地番、地目及び面積

二 特定利用権の内容

三 特定利用権の始期及び存続期間

四 借賃

五 借賃の支払の方法

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその特定遊休農地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでなければならず、同項第三号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ

め、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

(裁定の効果等)

第二十七条の八 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等との間に特定利用権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

3 民法第二百七十二条ただし書及び第六百十二条の規定は、前項の場合には、適用しない。

第二十七条の九 第二十七条の七第一項の裁定のうち借賃の額について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から六月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の訴えにおいては、第二十七条の七第一項の裁定の申請をした者又はその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等を被告とする。

3 第二十七条の七第一項の裁定についての審査請求においては、その借賃の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

（特定利用権に係る賃貸借の解除）

第二十七条の十 第二十七条の八第二項の規定により設定された特定利用権を有する者が正当な理由がなく引き続き一年以上その特定利用権に係る特定遊休農地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その特定利用権を設定した者は、その目的に供されていない特定遊休農地につき、都道府県知事の承認を受けて、その特定利用権に係る賃貸借の解除をすることができる。

（特定利用権の譲渡等の禁止）

第二十七条の十一 第二十七条の八第二項の規定により設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る特定遊休農地を貸し付けることができない。ただし、特定利用権を有する農地保有合理化法人又は市町村が、農地売買等事業又は特定法人貸付事業により特定利用権に係る特定遊休農地を貸し付ける場合は、この限りでない。

2 民法第六百十二条の規定は、前項ただし書の場合には、適用しない。

（措置命令）

第二十七条の十二 同意市町村の長は、特定遊休農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積^{たいせき}その他政令で定める事由により、当該特定遊休農地の周辺の地域における農用地に係る営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該特定遊休農地の農地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下この条において「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

3 同意市町村の長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた特定遊休農地の農地所有者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じ

ようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき特定遊休農地の農地所有者等を確認することができないとき。

三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

4 同意市町村の長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該特定遊休農地の農地所有者等に負担させることができる。

5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四章の三 特定法人貸付事業の実施

第二十七条の十三 基本構想において定められた特定法人貸付事業の実施主体（以下この条において「実施主体」という。）は、第六条第二項第六号イの区域（市街化区域を除く。）において、当該区域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて必要であると認めるときは、当該区域内の農用地について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、基本構想に従い特定法人貸付事業を行うものとする。

2 実施主体は、特定法人貸付事業の実施に当たり、特定法人の行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定を特定法人（実施主体が農地保有合理化法人である場合にあっては、特定法人及び同意市町村）と締結するものとする。

3 実施主体は、特定法人貸付事業の実施により特定法人に貸し付けられている農用地について、特定法人が前項の協定に違反した場合
には、当該農用地の貸付契約を解除することができる。この場合
において、実施主体が農地保有合理化法人であるときは、実施主体
である農地保有合理化法人は、あらかじめ、同意市町村に協議しな
ければならない。

（信託法の特例）

第二十八条 第四条第二項第二号又は第二号の二に掲げる事業を行う農地保有合理化法人（以下「信託法人」という。）への農用地等の信託の委託者は、受益者となり、信託の利益の全部を享受する。

2・3 （略）

4 信託法人は、第四条第二項第二号に掲げる事業により委託者に資金を貸し付ける場合は、信託法（大正十一年法律第六十二号）第二十二条第一項本文の規定にかかわらず、その委託者の信託財産につき抵当権を取得することができる。

（事務の区分）

（信託法の特例）

第二十八条 農地信託等事業を行う農地保有合理化法人（以下「信託法人」という。）への農用地等の信託の委託者は、受益者となり、信託の利益の全部を享受する。

2・3 （略）

4 信託法人は、農地信託等事業により委託者に資金を貸し付ける場合は、信託法（大正十一年法律第六十二号）第二十二条第一項本文の規定にかかわらず、その委託者の信託財産につき抵当権を取得することができる。

（事務の区分）

第三十八条 第五条第一項及び第四項から第六項まで、第六条第六項、第七条第一項及び第五項（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条から第十一条まで、第二十七条の四、第二十七条の五、第二十七条の六第一項、第二十七条の七第一項及び第四項、第二十七条の八第一項、第二十七条の十並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 罰則

第三十九条 第二十七条の十二第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 （略）
- 二 第二十七条の二第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十八条 第五条第一項及び第四項から第六項まで、第六条第六項、第七条第一項及び第五項（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（過料）

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 （略）
- 二 第二十七条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。 2 6 （略） 7 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、合名会社、合資会社、株式会社（定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限り。以下同じ。）又は有限会社で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。 一 （略） 二 その法人の組合員、社員又は株主（自己の持分又は株式を保有している当該法人を除く。以下「構成員」という。）は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること（合名会社又は合資会社にあつては、トに掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの、株式会社又は有限会社にあつては、トに掲げる者の有する議決権の合計が総株主又は総社員の議決権の四分の一以下であり、かつ、トに掲げる者の有する議決権がいずれもその法人の総株主又は総社員の議決権の十分の一以下であるものに限る。）。	（定義） 第二条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。 2 6 （略） 7 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、合名会社、合資会社、株式会社（定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限り。以下同じ。）又は有限会社で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。 一 （略） 二 その法人の組合員、社員又は株主（自己の持分又は株式を保有している当該法人を除く。以下「構成員」という。）は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること（合名会社又は合資会社にあつては、トに掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの、株式会社又は有限会社にあつては、トに掲げる者の有する議決権の合計が総株主又は総社員の議決権の四分の一以下であり、かつ、トに掲げる者の有する議決権がいずれもその法人の総株主又は総社員の議決権の十分の一以下であるものに限る。）。

イ二（略）

ホ その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った同項に規定する農地保有合理化法人（市町村及び農業協同組合を除く。）

ヘ・ト（略）

三（略）

8・9（略）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一～四（略）

（削る。）

イ二（略）

ホ その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項第三号に掲げる事業に係る現物出資を行った同項に規定する農地保有合理化法人（市町村及び農業協同組合を除く。）

ヘ・ト（略）

三（略）

8・9（略）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一～四（略）

四の二 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の七から第十五条の十一までの規定によつて同法第十五条の七第一項に規定する特定利用権が設定される場合

四の二 (略)

四の三 農業経営基盤強化促進法第二十七条の四第三項の規定により都道府県知事が作成した調停案の受諾に伴い同法第四条第三項第一号の権利が設定され、又は移転される場合

四の四 農業経営基盤強化促進法第二十七条の五から第二十七条の八までの規定によつて同法第二十七条の五に規定する特定利用権が設定される場合

四の五 (略)

五七七 (略)

七の二 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人（以下「農地保有合理化法人」という。）が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同項第一号に規定する農地売買等事業（以下「農地売買等事業」という。）の実施によりこれらの権利を取得する場合

七の三 農業経営基盤強化促進法第六条第六項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）又は農地保有合理化法人が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同法第四条第四項に規定する特定法人貸付事業（以下「特定法人貸付事業」という。）の用に供するためこれらの権利を取得する場合

八 農業協同組合法第十条第三項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号若しくは第二号の二に掲げる事業（以下これらを「信託事業」という。）を行う農業協同組

四の三 (略)

四の四 (略)

五七七 (略)

七の二 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人（以下「農地保有合理化法人」という。）が、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同項第一号に規定する農地売買等事業（以下「農地売買等事業」という。）の実施によりこれらの権利を取得する場合

八 農業協同組合法第十条第三項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号に規定する農地信託等事業（以下これらを「信託事業」という。）を行う農業協同組合又は

合又は農地保有合理化法人が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

九・十 (略)

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条ノ二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第二号に掲げる権利が取得されることとなるとき、並びに第二号の二、第四号、第五号及び第八号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一・二 (略)

二の二 農業生産法人及び農業経営基盤強化促進法第四条第四項に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

二の三 (略)

二の四 特定法人が使用貸借による権利及び賃借権以外の権利を取得しようとする場合

二の五 (略)

三 (略)

四 第二号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生産法人及び特定法人を除く。）又はその世帯員がその取得後において行う耕

農地保有合理化法人が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

九・十 (略)

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条ノ二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第二号に掲げる権利が取得されることとなるとき、並びに第二号の二、第四号、第五号及び第八号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一・二 (略)

二の二 農業生産法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

二の三 (略)

二の四 (略)

三 (略)

四 第二号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生産法人を除く。）又はその世帯員がその取得後において行う耕作又は養畜の

作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

五・六（略）

七 小作地又は小作採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行う者がその小作地又は小作採草放牧地を貸し付け、又は質入れしよ
うとする場合（その土地の小作農又はその世帯員の死亡又は前条
第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜
の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、
その土地の小作農がその土地をその世帯員に貸し付けようとする
場合、農地保有合理化法人がその土地を農地売買等事業の実施に
より貸し付けようとする場合、同意市町村又は農地保有合理化法
人がその土地を特定法人貸付事業の実施により貸し付けようとし
る場合、その土地を水田裏作の目的に供するため貸し付けようと
する場合及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地を
その法人に貸し付けようとする場合を除く。）

八（略）

三・四（略）

（所有制限の例外）

第七条 次の各号のいずれかに該当する小作地は、前条第一項の規定
にかかわらず、所有することができる。

一～十三の二（略）

十三の三 農業経営基盤強化促進法第二十七条の五から第二十七条
の八までの規定によつて設定された同法第二十七条の五に規定す

事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

五・六（略）

七 小作地又は小作採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行う
者がその小作地又は小作採草放牧地を貸し付け、又は質入れしよ
うとする場合（その土地の小作農又はその世帯員の死亡又は前条
第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜
の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、
その土地の小作農がその土地をその世帯員に貸し付けようとする
場合、農地保有合理化法人がその土地を農地売買等事業の実施に
より貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作の目的に供す
るため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の常時従事者た
る構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く
。）

八（略）

三・四（略）

（所有制限の例外）

第七条 次の各号のいずれかに該当する小作地は、前条第一項の規定
にかかわらず、所有することができる。

一～十三の二（略）

る特定利用権に基づいて耕作の事業に供されている小作地

十三の四 同意市町村又は農地保有合理化法人が特定法人貸付事業の用に供すべきものとして所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている小作地

十三の五 同意市町村又は農地保有合理化法人が所有し、かつ、特定法人貸付事業の実施により貸し付けている小作地

十四、十六 (略)

2、4 (略)

(農地又は採草放牧地の賃貸借の更新)

第十九条 農地又は採草放牧地の賃貸借について期間の定めがある場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六月前まで(賃貸人又はその世帯員の死亡又は第二条第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時賃貸をしたことが明らかな場合は、その期間の満了の六月前から一月前まで)の間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなす。ただし、水田裏作を目的とする賃貸借でその期間が一年未満であるもの、第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて設定された草地利用権(その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が第七十五条の七第一項の規定又は同条第二項で準用する第七十五条の二第二項から第五項まで及び第七十五条の三から第七十五条の六までの規定によつてされたものに限る

十四、十六 (略)

2、4 (略)

(農地又は採草放牧地の賃貸借の更新)

第十九条 農地又は採草放牧地の賃貸借について期間の定めがある場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六月前まで(賃貸人又はその世帯員の死亡又は第二条第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時賃貸をしたことが明らかな場合は、その期間の満了の六月前から一月前まで)の間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなす。ただし、水田裏作を目的とする賃貸借でその期間が一年未満であるもの、第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて設定された草地利用権(その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が第七十五条の七第一項の規定又は同条第二項で準用する第七十五条の二第二項から第五項まで及び第七十五条の三から第七十五条の六までの規定によつてされたものに限る

。次条第一項第四号で同様とする。）に係る賃貸借、農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第三項第一号に規定する利用権に係る賃貸借及び同法第二十七条の五から第二十七条の八までの規定によつて設定された同法第二十七条の五に規定する特定利用権に係る賃貸借については、この限りでない。

（農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限）

第二十条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一（四）（略）

五 農業経営基盤強化促進法第二十七条の五から第二十七条の八までの規定によつて設定された同法第二十七条の五に規定する特定利用権に係る賃貸借の解除が、同法第二十七条の十の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合

六 特定法人貸付事業の実施によつて特定法人のために設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、農業経営基盤強化促進法第二十七条の十三第三項の規定により行われる場合

。次条第一項第四号で同様とする。）に係る賃貸借、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の七から第十五条の十一までの規定によつて設定された同法第十五条の七第一項に規定する特定利用権に係る賃貸借及び農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第三項第一号に規定する利用権に係る賃貸借については、この限りでない。

（農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限）

第二十条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一（四）（略）

五 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の七から第十五条の十一までの規定によつて設定された同法第十五条の七第一項に規定する特定利用権に係る賃貸借の解除が、同法第十五条の十三の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合

2
7
(略)

8 農地又は採草放牧地の賃貸借につけた解除条件（特定法人が農業
経営基盤強化促進法第二十七条の十三第二項の協定に違反した場合
に当該賃貸借の解除をすることを内容とするものを除く。）又は不
確定期限は、つけないものとみなす。

2
7
(略)

8 農地又は採草放牧地の賃貸借につけた解除条件又は不確定期限は
、つけないものとみなす。

○ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(農業振興地域整備計画の案の縦覧等) 第十一条 市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするときは、その旨を公告し、当該農業振興地域整備計画の案を、当該農業振興地域整備計画を定めようとする理由を記載した書面を添えて、その公告の日から三十日間縦覧に供しなければならない。 2 前項の規定による公告があつたときは、当該公告を行つた市町村の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、当該市町村に意見書を提出することができる。 3 第一項の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に市町村にこれを申し出ることができる。 4 6 (略) 7 第三項の規定による異議の申出又は第五項の規定による審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十	(農用地利用計画の決定手続) 第十一条 市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするときは、その旨を公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案をその公告の日から三十日間縦覧に供しなければならない。 2 前項の農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に市町村にこれを申し出ることができる。 3 5 (略) 6 第二項の規定による異議の申出又は第四項の規定による審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十

号）中異議申立て又は審査請求に関する規定（同法第十四条第一項本文及び第四十五条を除く。）を準用する。

8| 市町村は、第三項の規定による異議の申出がないとき、異議の申出があつた場合においてそのすべてについて第四項の規定による決定があり、かつ、第五項の規定による審査の申立てがなかつたとき、又は審査の申立てがあつた場合においてそのすべてについて第六項の規定による裁決があつたときでなければ、第八条第四項の協議の申出をしてはならない。

9| 第四項又は第六項の規定による決定又は裁決については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。農用地利用計画についての不服を理由とする第八条第四項の同意についての不服申立てについても、同様とする。

10| 11| （略）

12| 第一項及び第二項の規定は、都道府県が行う第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の策定について準用する。

（農業振興地域整備計画の公告等）

第十二条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備計画を定めるときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、都道府県にあつては農林水産大臣及び関係市町村長に、市町村にあつては都道府県知事を経由して農林水産大臣に、当該農業振興地域整備計画書の写しを送付しなければならない。この場合においては、前条第二項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出された意見

号）中異議申立て又は審査請求に関する規定（同法第十四条第一項本文及び第四十五条を除く。）を準用する。

7| 市町村は、第二項の規定による異議の申出がないとき、異議の申出があつた場合においてそのすべてについて第三項の規定による決定があり、かつ、第四項の規定による審査の申立てがなかつたとき、又は審査の申立てがあつた場合においてそのすべてについて第五項の規定による裁決があつたときでなければ、第八条第四項の協議の申出をしてはならない。

8| 第三項又は第五項の規定による決定又は裁決については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。農用地利用計画についての不服を理由とする第八条第四項の同意についての不服申立てについても、同様とする。

9| 10| （略）

（農業振興地域整備計画の公告等）

第十二条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備計画を定めるときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、都道府県にあつては農林水産大臣及び関係市町村長に、市町村にあつては都道府県知事を経由して農林水産大臣に、当該農業振興地域整備計画書の写しを送付しなければならない。

書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告しなければならない。

2 (略)

(農業振興地域整備計画の変更)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 第八条第四項及び第十一条(第十二項を除く。)の規定は市町村が行う第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)
()について、第九条第二項及び第十一条第十二項の規定は都道府県が行う第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。
()について、第十二条の規定は同項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第二項中「当該農業振興地域整備計画書」とあるのは、「当該変更後の農業振興地域整備計画書」と読み替えるものとする。

(削る。)

(削る。)

2 (略)

(農業振興地域整備計画の変更)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 第八条第四項及び第十一条の規定は市町村が行う第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)
()について、第九条第二項の規定は都道府県が行う第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)
()について、第十二条の規定は同項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第二項中「当該農業振興地域整備計画書」とあるのは、「当該変更後の農業振興地域整備計画書」と読み替えるものとする。

第十五条の二から第十五条の六まで 削除

(特定利用権の設定に関する承認)

第十五条の七 市町村又は農業協同組合は、農用地区域内にある農用地で現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的(以下「耕作の目的等」という。)()に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる

ことにより農用地としての利用が困難となると認められるものがある場合において、その住民又は組合員で耕作又は養畜の業務を営むものの共同利用に供するため、その農用地について特定利用権（耕作を目的とし、又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧を目的とする農用地についての賃借権をいう。以下同じ。）を取得する必要があるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、その農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「農用地所有者等」という。）に対し、特定利用権の設定に関する協議を求めることができる。ただし、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十一条において準用する同法第二十六条第一項又は同法第七十五条の二第一項の協議を求めることができる場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その申請に係る農用地の利用の状況並びに自然条件及び利用条件その他の必要な事項を調査しなければならぬ。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果、その調査に係る農用地が次に掲げる要件のすべてを備えている場合に限り、第一項の承認をすることができる。

一 その農用地が現に耕作の目的等に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれることによりその農用地の農用地としての利用が困難となると認められること。

二 その農用地の自然条件及び利用条件からみて、その農用地について特定利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つてその農用地を耕作の目的等に従供することが相当であると認められること。

三 その農用地について特定利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つてその農用地を共同利用に供することが農用地区域内における農業経営の状況等からみて耕作又は養畜の業務を営む者の農業経営の改善を図るため必要かつ適当であつて、他の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

4 都道府県知事は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、その承認の申請に係る協議の相手方その他農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨をその承認の申請に係る協議の相手方その他農林水産省令で定める者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

(裁定の申請)

第十五条の八 前条第一項の協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る特定利用権の設定に関し裁定を申請することができる。

(削る。)

(削る。)

(意見書の提出)

第十五条の九 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る農用地所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る農用地を現に耕作の目的等供していない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第十五条の十 都道府県知事は、第十五条の八の規定による申請に係る農用地が現に耕作の目的等に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他その農用地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的等供されないことが確実であると見込まれる場合において、その申請をした者がその農用地をその者の利用計画に従つて共同利用に供することが農業振興地域整備計画の達成のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

(削る。)

(削る。)

一	特定利用権を設定すべき農用地の所在、地番、地目及び面積
二	特定利用権の内容
三	特定利用権の始期及び存続期間
四	借賃
五	借賃の支払の方法
3	第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその農用地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでなければならず、同項第三号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。
4	都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。
(裁定の効果等)	
第十五条の十一	都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る農用地所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。
2	前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る農用地所有者等との間に協議が調つたものとみなす。

(削る。)

第十五条の十二 第十五条の十第一項の裁定のうち借賃の額について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から六月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の訴えにおいては、第十五条の十第一項の裁定の申請をした者又はその申請に係る農用地所有者等を被告とする。

3 第十五条の十第一項の裁定についての審査請求においては、その借賃の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(特定利用権に係る賃貸借の解除)

(削る。)

第十五条の十三 第十五条の七第一項の承認を受けてする協議が調つたこと(第十五条の十一第二項の規定により協議が調つたものとみなされる場合を含む。次条において同じ。)により設定された特定利用権を有する者が正当な理由がなく引き続き一年以上その特定利用権に係る農用地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その特定利用権を設定した者は、その目的に供されていない農用地につき、都道府県知事の承認を受けて、その特定利用権に係る賃貸借の解除をすることができる。

(特定利用権の譲渡等の禁止)

(削る。)

第十五条の十四 第十五条の七第一項の承認を受けてする協議が調つ

たことにより設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る農用地を貸し付けることができない。

(農用地区域内における開発行為の制限)

第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

一・二 (略)

三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為

三の二七 (略)

2 6 (略)

第十五条の三・第十五条の四 (略)

第二十五条 削除

(農用地区域内における開発行為の制限)

第十五条の十五 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する行為については、この限りでない

一・二 (略)

三 農地法第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為

三の二七 (略)

2 6 (略)

第十五条の十六・第十五条の十七 (略)

(事務の区分)

第二十五条 第十五条の七、第十五条の八、第十五条の九第一項、第十五条の十第一項及び第四項、第十五条の十一第一項並びに第十五

第二十六条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 (略) 二 第十五条の二第一項の規定に違反した者 三 第十五条の三の規定による命令に違反した者	条の十三の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 第二十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 (略) 二 第十五条の十五第一項の規定に違反した者 三 第十五条の十六の規定による命令に違反した者
--	---

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）				別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）			
法律	事務	（略）	（略）	法律	事務	（略）	（略）
（削る。）				農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）	第五條第一項及び第四項から第六項まで、第六條第六項、第七條第一項及び第五項（第八條第二項において準用する場合を含む。）、第八條第一項、第九條から第十一條まで、第二十七條	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）	第五條第一項及び第四項から第六項まで、第六條第六項、第七條第一項及び第五項（第八條第二項において準用する場合を含む。）、第八條第一項、第九條から第十一條まで並びに第	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）	第五條第一項及び第四項から第六項まで、第六條第六項、第七條第一項及び第五項（第八條第二項において準用する場合を含む。）、第八條第一項、第九條から第十一條まで並びに第	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）	第五條第一項及び第四項から第六項まで、第六條第六項、第七條第一項及び第五項（第八條第二項において準用する場合を含む。）、第八條第一項、第九條から第十一條まで並びに第

(略)	
(略)	の四、第二十七条の五、第二十七条の六第一項、第二十七条の七第一項及び第四項、第二十七条の八第一項、第二十七条の十並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務

(略)	
(略)	二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務

○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第七十二条の十 農事組合法人の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者（農業経営農事組合法人以外の農事組合法人にあつては、第一号に掲げる者）で定款で定めるものとする。 一・二 （略） 三 当該農事組合法人に農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行つた農地保有合理化法人（前号に掲げる者を除く。） 四 （略） ・ （略）	第七十二条の十 農事組合法人の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者（農業経営農事組合法人以外の農事組合法人にあつては、第一号に掲げる者）で定款で定めるものとする。 一・二 （略） 三 当該農事組合法人に農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る現物出資を行つた農地保有合理化法人（前号に掲げる者を除く。） 四 （略） ・ （略）

改 正 案	現 行
（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予） 第七十条の四 農業を営む個人で政令で定める者（以下この条及び次条において「贈与者」という。）が、その農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農業経営基盤強化促進法第五條第二項第四号八に規定する遊休農地のうち政令で定めるものを除く。次項を除き、以下この条及び次条において同じ。）の全部及び当該用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除く。次項を除き、以下この条及び次条において同じ。）のうち政令で定める部分並びに当該農地及び採草放牧地とともに農業振興地域の整備に関する法律第八條第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で農地又は採草放牧地に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この条において「準農地」という。）のうち政令で定める部分を当該贈与者の推定相続人で政令で定める者のうちの一人の者に贈与した場合（当該贈与者が既にこの条又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第	（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予） 第七十条の四 農業を営む個人で政令で定める者（以下この条及び次条において「贈与者」という。）が、その農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農業経営基盤強化促進法第二十七條第一項第一号に掲げる要件に該当する農地のうち政令で定めるものを除く。次項を除き、以下この条及び次条において同じ。）の全部及び当該用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除く。次項を除き、以下この条及び次条において同じ。）のうち政令で定める部分並びに当該農地及び採草放牧地とともに農業振興地域の整備に関する法律第八條第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で農地又は採草放牧地に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この条において「準農地」という。）のうち政令で定める部分を当該贈与者の推定相続人で政令で定める者のうちの一人の者に贈与した場合（当該贈与者が既にこの条又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成

十六号)による改正前の租税特別措置法第七十条の四の規定の適用に係る贈与をしている場合を除く。)には、当該農地及び採草放牧地並びに準農地(以下この条及び次条において「農地等」という。

(の贈与を受けた者(以下この条及び次条において「受贈者」という。)(の当該贈与の日の属する年分の贈与税で相続税法第二十八条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「贈与税の申告書」という。)の提出により納付すべきものの額のうち、当該農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。ただし、当該受贈者が、当該贈与者の死亡の前において第一号から第三号までに掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合にはこれらの号に定める日から二月を経過する日(その該当することとなつた後同日以前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)まで、当該贈与者の死亡の前において第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合には同号に定める日まで、それぞれ当該納税を猶予する。

一 当該贈与により取得した農地等の譲渡、贈与若しくは転用(採草放牧地の農地への転用、準農地の採草放牧地又は農地への転用

三年法律第十六号)による改正前の租税特別措置法第七十条の四の規定の適用に係る贈与をしている場合を除く。)には、当該農地及び採草放牧地並びに準農地(以下この条及び次条において「農地等」という。)の贈与を受けた者(以下この条及び次条において「受贈者」という。)(の当該贈与の日の属する年分の贈与税で相続税法第二十八条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「贈与税の申告書」という。)の提出により納付すべきものの額のうち、当該農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。ただし、当該受贈者が、当該贈与者の死亡の前において第一号から第三号までに掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合にはこれらの号に定める日から二月を経過する日(その該当することとなつた後同日以前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)まで、当該贈与者の死亡の前において第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合には同号に定める日まで、それぞれ当該納税を猶予する。

一 当該贈与により取得した農地等の譲渡、贈与若しくは転用(採草放牧地の農地への転用、準農地の採草放牧地又は農地への転用

その他政令で定める転用を除く。)をし、当該農地等につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をし、若しくは当該農地等につき耕作の放棄(農地について農業経営基盤強化促進法第二十七条の二第二項の規定による同項の農業上の利用に関する計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう。)をし、又は当該取得に係るこれらの権利の消滅(これらの権利に係る農地又は採草放牧地の所有権の取得に伴う消滅を除く。)があつた場合(第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定があつた場合を除く。)において、当該譲渡、贈与、転用、設定若しくは耕作の放棄又は消滅(以下この条及び次条において「譲渡等」という。)があつた当該農地等に係る土地の面積(当該譲渡等の時に当該農地等につき譲渡等(第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。)があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)が、当該受贈者のその時の直前における当該取得した農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地(当該農地等のうち準農地については、当該準農地でこれらの権利の設定又は当該転用がされたもの以外のものに係る土地)の面積(その時に当該農地等につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)の百分の二十を超えるとき。その事実が生じた日

二丁四 (略)

その他政令で定める転用を除く。)をし、当該農地等につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をし、若しくは当該農地等につき耕作の放棄(農地について農業経営基盤強化促進法第二十七条第四項の規定による同項の農業上の利用に関する計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう。)をし、又は当該取得に係るこれらの権利の消滅(これらの権利に係る農地又は採草放牧地の所有権の取得に伴う消滅を除く。)があつた場合(第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定があつた場合を除く。)において、当該譲渡、贈与、転用、設定若しくは耕作の放棄又は消滅(以下この条及び次条において「譲渡等」という。)があつた当該農地等に係る土地の面積(当該譲渡等の時に当該農地等につき譲渡等(第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。)があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)が、当該受贈者のその時の直前における当該取得した農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地(当該農地等のうち準農地については、当該準農地でこれらの権利の設定又は当該転用がされたもの以外のものに係る土地)の面積(その時に当該農地等につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)の百分の二十を超えるとき。その事実が生じた日

二丁四 (略)

230 (略)

31 農林水産大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会は、第一項の規定の適用を受ける農地等について、その所有権の移転、その使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、その転用（採草放牧地の農地への転用及び準農地の採草放牧地又は農地への転用を除く。）、その耕作の放棄（農地について農業経営基盤強化促進法第二十七条の二第二項の規定による同項の農業上の利用に関する計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう。）又は買取りの申出等に関し、法令の規定に基づき許可、あつせん、通知、届出の受理その他の行為をしたことにより当該所有権の移転、当該使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、当該転用、当該耕作の放棄又は当該買取りの申出等があつたことを知つた場合には、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、当該農地等についてこれらの事実が生じた旨を、国税庁長官又は当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

32・33 (略)

（農地等についての相続税の納税猶予等）

第七十条の六 農業を営んでいた個人として政令で定める者（以下この条において「被相続人」という。）の相続人で政令で定めるもの（以下この条において「農業相続人」という。）が、当該被相続人からの相続又は遺贈によりその農業の用に供されていた農地（特定

230 (略)

31 農林水産大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会は、第一項の規定の適用を受ける農地等について、その所有権の移転、その使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、その転用（採草放牧地の農地への転用及び準農地の採草放牧地又は農地への転用を除く。）、その耕作の放棄（農地について農業経営基盤強化促進法第二十七条第四項の規定による同項の農業上の利用に関する計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう。）又は買取りの申出等に関し、法令の規定に基づき許可、あつせん、通知、届出の受理その他の行為をしたことにより当該所有権の移転、当該使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、当該転用、当該耕作の放棄又は当該買取りの申出等があつたことを知つた場合には、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、当該農地等についてこれらの事実が生じた旨を、国税庁長官又は当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

32・33 (略)

（農地等についての相続税の納税猶予等）

第七十条の六 農業を営んでいた個人として政令で定める者（以下この条において「被相続人」という。）の相続人で政令で定めるもの（以下この条において「農業相続人」という。）が、当該被相続人からの相続又は遺贈によりその農業の用に供されていた農地（特定

市街化区域農地等に該当するもの及び農業経営基盤強化促進法第五
条第二項第四号八に規定する遊休農地のうち政令で定めるものを除
く。第五項を除き、以下この条において同じ。）及び採草放牧地（
特定市街化区域農地等に該当するものを除く。第五項を除き、以下
この条において同じ。）の取得（前条の規定により相続又は遺贈に
より取得したとみなされる場合の取得を含む。第十九項及び第二十
六項を除き、以下この条において同じ。）をした場合（当該被相続
人からの相続又は遺贈により当該農地及び採草放牧地とともに農業
振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地
区域として定められている区域内にある土地で農地又は採草放牧地
に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この条において「準農
地」という。）の取得をした場合を含む。）には、当該相続に係る
相続税法第二十七条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出
期限前に提出するものに限る。以下この条において「相続税の申告
書」という。）の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該農
地、採草放牧地及び準農地（政令で定めるものを除く。）で当該申
告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（
当該農地及び採草放牧地については当該農業相続人がその農業の用
に供するもの（第九項の規定に該当する農業相続人にあつては、そ
の推定相続人の農業の用に供するものを含む。）に限るものとし、
準農地については当該農地又は採草放牧地とともにこの項の規定の
適用を受けようとするものに限る。以下この条において「特例農地
等」という。）に係る納税猶予分の相続税については、当該申告書

市街化区域農地等に該当するもの及び農業経営基盤強化促進法第二
十七条第一項第一号に掲げる要件に該当する農地のうち政令で定め
るものを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）及び採
草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除く。第五項を
除き、以下この条において同じ。）の取得（前条の規定により相続
又は遺贈により取得したとみなされる場合の取得を含む。第十九項
及び第二十六項を除き、以下この条において同じ。）をした場合（
当該被相続人からの相続又は遺贈により当該農地及び採草放牧地と
ともに農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定
する農用地区域として定められている区域内にある土地で農地又は
採草放牧地に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この条にお
いて「準農地」という。）の取得をした場合を含む。）には、当該
相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による申告書（当該申
告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「相
続税の申告書」という。）の提出により納付すべき相続税の額のう
ち、当該農地、採草放牧地及び準農地（政令で定めるものを除く。
）で当該申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載が
あるもの（当該農地及び採草放牧地については当該農業相続人がそ
の農業の用に供するもの（第九項の規定に該当する農業相続人にあ
つては、その推定相続人の農業の用に供するものを含む。）に限る
ものとし、準農地については当該農地又は採草放牧地とともにこの
項の規定の適用を受けようとするものに限る。以下この条において
「特例農地等」という。）に係る納税猶予分の相続税については、

の提出期限までに当該納税猶予分の相続税の額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、納税猶予期限（当該納税猶予期限前に、その有する当該特例農地等の全部につき第七十条の四の規定の適用に係る贈与があつた場合には、当該贈与があつた日とし、当該特例農地等の一部につき当該贈与があつた場合には、当該特例農地等のうち当該贈与があつたものに係る第三十五項第五号に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については当該贈与があつた日から二月を経過する日（同日以前に当該農業相続人が死亡した場合には、当該農業相続人の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。以下この項において同じ。）とする。）まで、その納税を猶予する。ただし、当該農業相続人が、その納税猶予期限又は当該贈与があつた日のいずれか早い日（以下この条において「死亡等の日」という。）前において次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日から二月を経過する日まで、当該納税を猶予する。

一 当該相続又は遺贈により取得をした特例農地等の譲渡、贈与（第七十条の四の規定の適用に係る贈与を除く。）若しくは転用（採草放牧地の農地への転用及び準農地の採草放牧地又は農地への転用その他政令で定める転用を除く。）をし、当該特例農地等に

当該申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税の額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、納税猶予期限（当該納税猶予期限前に、その有する当該特例農地等の全部につき第七十条の四の規定の適用に係る贈与があつた場合には、当該贈与があつた日とし、当該特例農地等の一部につき当該贈与があつた場合には、当該特例農地等のうち当該贈与があつたものに係る第三十四項第三号に定める相続税については当該贈与があつた日とし、当該特例農地等のうち当該贈与がなかつたものに係る第三十五項第五号に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については当該贈与があつた日から二月を経過する日（同日以前に当該農業相続人が死亡した場合には、当該農業相続人の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。以下この項において同じ。）とする。）まで、その納税を猶予する。ただし、当該農業相続人が、その納税猶予期限又は当該贈与があつた日のいずれか早い日（以下この条において「死亡等の日」という。）前において次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日から二月を経過する日まで、当該納税を猶予する。

一 当該相続又は遺贈により取得をした特例農地等の譲渡、贈与（第七十条の四の規定の適用に係る贈与を除く。）若しくは転用（採草放牧地の農地への転用及び準農地の採草放牧地又は農地への転用その他政令で定める転用を除く。）をし、当該特例農地等に

つき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をし、若しくは当該特例農地等につき耕作の放棄（農地について農業経営基盤強化促進法第二十七条の二第二項の規定による同項の農業上の利用に関する計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう。）をし、又は当該取得に係るこれらの権利の消滅（これらの権利に係る農地又は採草放牧地の所有権の取得に伴う消滅を除く。）があつた場合（第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定があつた場合を除く。）において、当該譲渡、贈与、転用、設定若しくは耕作の放棄又は消滅（以下この条において「譲渡等」という。）があつた当該特例農地等に係る土地の面積（当該譲渡等の時前に当該特例農地等につき譲渡等（第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。）があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積）が、当該農業相続人のその時の直前における当該取得をした特例農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地（当該特例農地等のうち準農地については、当該準農地でこれらの権利の設定又は当該転用がされたもの以外のものに係る土地）の面積（その時前に当該特例農地等につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積）の百分の二十を超えるとき。その事実が生じた日

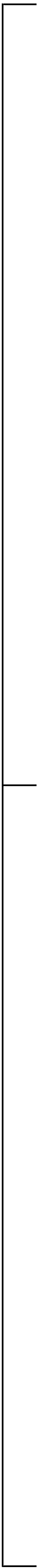
二（略）

2
39（略）

つき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をし、若しくは当該特例農地等につき耕作の放棄（農地について農業経営基盤強化促進法第二十七条第四項の規定による同項の農業上の利用に関する計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう。）をし、又は当該取得に係るこれらの権利の消滅（これらの権利に係る農地又は採草放牧地の所有権の取得に伴う消滅を除く。）があつた場合（第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定があつた場合を除く。）において、当該譲渡、贈与、転用、設定若しくは耕作の放棄又は消滅（以下この条において「譲渡等」という。）があつた当該特例農地等に係る土地の面積（当該譲渡等の時前に当該特例農地等につき譲渡等（第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。）があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積）が、当該農業相続人のその時の直前における当該取得をした特例農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地（当該特例農地等のうち準農地については、当該準農地でこれらの権利の設定又は当該転用がされたもの以外のものに係る土地）の面積（その時前に当該特例農地等につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積）の百分の二十を超えるとき。その事実が生じた日

二（略）

2
39（略）



（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第七条（略） 2・3（略） 4 農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項前段、第十条第二項、第十二条（第一項後段を除く。）並びに第十三条第一項前段及び第四項の規定は、集落農業振興地域整備計画について準用する。 この場合において、同条第一項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは「集落地域整備法第四条第一項の基本方針若しくは農業振興地域整備計画」と、変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により」とあるのは「変更により」と、同条第四項中「第八条第四項及び第十一条（第十二項を除く。）」とあるのは「第八条第四項」と、「第十二条」とあるのは「第十二条（第一項後段を除く。）」と読み替えるものとする。 （農用地区域設定の特例） 第十条（略） 2 前項の要請に基づき、市町村が同項の要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項から第十一項までの規定は、適用	第七条（略） 2・3（略） 4 農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項前段、第十条第二項、第十二条並びに第十三条第一項前段及び第四項の規定は、集落農業振興地域整備計画について準用する。この場合において、同法第十三条第一項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは「集落地域整備法第四条第一項の基本方針若しくは農業振興地域整備計画」と、変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により」とあるのは「変更により」と読み替えるものとする。 （農用地区域設定の特例） 第十条（略） 2 前項の要請に基づき、市町村が同項の要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条の規定は、適用しない。

しない。

○ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十一条（略） 2 前項の要請に基づき、市町村が同項の要請に係る農用地等の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項から第十一項までの規定は、適用しない。	第十一条（略） 2 前項の要請に基づき、市町村が同項の要請に係る農用地等の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条の規定は、適用しない。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二十七条 削除	（農地法の特例） 第二十七条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地をいう。以下この条及び第三十四条並びに別表第十七号において同じ。）その他その効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、別表第十七号に掲げる特定事業（以下この条において「特定法人貸付事業」という。）の実施主体である地方公共団体（都道府県を除く。）又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する農地保有合理化法人（第三十四条第二号及び別表第十七号において「農地保有合理化法人」という。）が、当該構造改革特別区域内にある農地又は採草放牧地（農地法第二条第一項に規定する採草放牧地をいう。以下この条及び別表第十七号において同じ。）について特定法人貸付事業の用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 | 前項の規定による認定の日以後は、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）又は都道府県知事は、特定法人貸付事業の実施主体が当該構造改革特別区域内にある農地又は採草放牧地につき農地法第二条第七項に規定する農業生産法人（次項において「農業生産法人」という。）以外の法人のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場合において、当該法人が次の各号のいずれにも該当するときは、同法第三条第二項の規定（同項第二号の二、第四号及び第七号に係る部分に限る。）にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

一 その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるものであること。

二 その法人が、その法人の行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定を認定を受けた地方公共団体及び特定法人貸付事業の実施主体と締結し、これに従いその事業を行うと認められるものであること。

3 | 特定法人貸付事業の実施により特定法人（農業生産法人以外の法人であつて、前項各号に掲げる要件を満たすものをいう。以下この条及び別表第十七号において同じ。）のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されている農地並びに特定法人貸付事業の実施主

体が特定法人貸付事業の用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に特定法人のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されていないものについては、農地法第六条第一項の規定は、適用しない。

4 特定法人貸付事業の実施主体は、特定法人貸付事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地について、特定法人が第二項第二号の協定に違反した場合には、農地法第二十条第一項本文の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、賃貸借の解除をすることができる。

5 特定法人貸付事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地の賃貸借につけた解除条件（特定法人が第二項第二号の協定に違反した場合に当該賃貸借の解除をすることを内容とするものに限る。）については、農地法第二十条第八項の規定は、適用しない。

6 第二項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に適用する。

七条

は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

七条

改 正 案	現 行
（届出及び勧告等） 第十六条 （略） 2 6 （略） 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。 一 五 （略） 六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為 七 十一 （略） （景観農業振興地域整備計画） 第五十五条 （略） 2 3 （略） 4 農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項前段、第十条第二項、第十一条（第九項後段及び第十二項を除く。）、第十二条並びに第十三条第一項前段及び第四項の規定は、景観農業振興地域整備	（届出及び勧告等） 第十六条 （略） 2 6 （略） 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。 一 五 （略） 六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の十五第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為 七 十一 （略） （景観農業振興地域整備計画） 第五十五条 （略） 2 3 （略） 4 農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項前段、第十条第二項、第十一条（第八項後段を除く。）、第十二条並びに第十三条第一項前段及び第四項の規定は、景観農業振興地域整備計画について

計画について準用する。この場合において、同法第十一条第三項中「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内」とあるのは「景観農業振興地域整備計画（景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に係る同条第二項第一号の区域内」と、「当該農用地利用計画」とあるのは「当該景観農業振興地域整備計画」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十項中「農用地区域」とあるのは「景観法第五十五条第二項第一号の区域」と、同条第十一項中「農用地等としての利用に供する」とあるのは「景観農業振興地域整備計画に従つて利用する」と、同法第十三条第一項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは「景観法第八条第一項の景観計画若しくは農業振興地域整備計画」と、「変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により」とあるのは「変更により」と、「生じたときは、政令で定めるところにより」とあるのは「生じたときは」と、同条第四項中「第八条第四項及び第十一条（第十二項を除く。）」とあるのは「第八条第四項前段及び第十一条（第九項後段及び第十二項を除く。）」と読み替えるものとする。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第五十八条 都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可をしようとする場合において、同項に規定する開発行為に係る土地が第五十五条第二項第一号の区域内にあるときは、当該開発行為が同法第十五条の二第四項各号のいずれかに該

準用する。この場合において、同法第十一条第一項中「当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画」とあるのは「当該景観農業振興地域整備計画（景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）」と、同条第二項中「農用地利用計画に係る農用地区域内」とあるのは「景観農業振興地域整備計画に係る景観法第五十五条第二項第一号の区域内」と、「当該農用地利用計画」とあるのは「当該景観農業振興地域整備計画」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条第九項中「農用地区域」とあるのは「景観法第五十五条第二項第一号の区域」と、同条第十項中「農用地等としての利用に供する」とあるのは「景観農業振興地域整備計画に従つて利用する」と、同法第十三条第一項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは「景観法第八条第一項の景観計画若しくは農業振興地域整備計画」と、「変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により」とあるのは「変更により」と読み替えるものとする。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第五十八条 都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の十五第一項の許可をしようとする場合において、同項に規定する開発行為に係る土地が第五十五条第二項第一号の区域内にあるときは、当該開発行為が同法第十五条の十五第四項各号のいずれか

当するほか、当該開発行為により当該開発行為に係る土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用することが困難となると認めるときは、これを許可してはならない。

2 前項の許可についての農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第五項の規定の適用については、同項中「農業上の利用を確保するために」とあるのは、「農業上の利用又は景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画に従った利用を確保するために」とする。

に該当するほか、当該開発行為により当該開発行為に係る土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用することが困難となると認めるときは、これを許可してはならない。

2 前項の許可についての農業振興地域の整備に関する法律第十五条の十五第五項の規定の適用については、同項中「農業上の利用を確保するために」とあるのは、「農業上の利用又は景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画に従った利用を確保するために」とする。